

## 第 2 ・ 四半期の取組の状況及び自己評価（案）

### 1 支出計画の進捗状況

支出計画の進捗状況及び予算監視・効率化推進グループによる現状分析の結果は、配付資料「支出計画の進捗状況（平成 2 2 年 9 月まで）」のとおりである。

### 2 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組

#### (1) 職員からの意見・提案の募集等

第 2 ・ 四半期までの職員からの意見・提案の受付状況は、次表のとおりである。また、第 1 ・ 四半期に受け付けた意見・提案に対する対応状況は、別添 1 のとおりである。

【職員からの意見・提案の受付状況】

月	受付件数	予算に関する意見数
6	38(13)	37
7	5(2)	5
8	9(0)	9
9	0	0
合計	52(15)	51

※受付件数の（ ）内の数字は、メールで送付された件数で内数である。

#### (2) 研修の実施

次のとおり研修等を実施し、予算執行の効率化等に関する意識を醸成した。

##### ① 会計職員実務講習会

平成 2 2 年 1 0 月 2 5 日から同月 2 9 日までの 5 日間、大臣官房会計課において会計職員実務講習会を実施した。同講習会においては、地方官署の会計事務担当者 5 4 名に対し、予算執行の効率化に関する講義や演習を実施した。

##### ② 各種研修

法務総合研究所、矯正研修所及び公安調査庁研修所が、平成 2 2 年 4 月から 9 月までの間に実施した各種研修において、別添 2 のとおり合計 8 6 9 人の職員に対し予算執行の効率化に関する講義等を実施した。

### 3 国民の声の受付

第2・四半期までの予算執行の効率化、無駄の削減に関する国民の声の受付状況は、次表のとおりである。そのうち、予算に関する意見については、予算監視・効率化推進グループにおいて対応を検討している。

#### 【国民の声の受付状況】

月	受付件数	予算に関する意見数
4	16	6
5	9	2
6	12	4
7	34	2
8	25	2
9	28	0
合計	124	16

※受け付けた意見は、すべてメールで送られている。

### 4 予算執行の情報開示の充実

第2・四半期までの情報開示の取組状況は、別添3のとおりである。

#### 【自己評価】

##### ○支出計画

支出計画と執行額にかい離が生じているものも見受けられるが、予算監視・効率化推進グループによる現状分析においては、入札開差、節減効果などかい離の理由はいずれも妥当であり、不適正な執行があるとは認められない。

第3・四半期以降についても、引き続き適正な執行に努めることとする。

##### ○その他の取組

職員の参画や意識の向上を図る取組については、第1・四半期に受け付けた職員からの意見・提案に対する対応状況を取りまとめるとともに、会計職員実務講習会や各種研修において予算執行の効率化に関する講義等を実施するなど、着実に取組を推進しつつあるものと評価し得る。

また、予算執行の情報開示の充実に関する取組については、一部、公表期限を途過したものもあるが、第2・四半期中に公表すべきものはすべて公表を了しており、おおむね適切に取組が実施されているものと評価し得る。

第3・四半期以降についても、職員の参画や意識の向上を図る取組について、引き続き着実に推進するとともに、予算執行の情報開示の充実に関する取組については、公表期限の厳守に努めることとする。

## 職員の意見・提案に対する対応状況

## 対応可能なもの

(19件)

## 【意見・提案のとおり対応するもの】(2件)

意見・提案の概要	対応状況
出勤簿の様式を現行の半年単位のものから1年単位のものへと変更する。	出勤簿の様式は、使用の実情に合わせて適宜な様式を使用して差し支えないところ、提案は合理的なものであるため、本省分については、平成23年の出勤簿から様式を変更し、1年分のものとする事とした。
旅費の立替払い方式を改め、契約会社への支出官払い方式とする。 旅行代理店に対して1年に1回から2回位の割合で競争入札をして、トータルで最も安い出張旅費を算出したところから旅行の手配を任せる。	「旅費業務に関する標準マニュアル(平成20年11月14日付け各府省申合せ)」に定めることに従い、本省においても1月から実施する方向で、業務の効率化と旅費の節減を実現する一方策として、パック商品等の安価なチケットの検索、出張者への提案及びチケットの手配を専属の旅行代理店等と契約するため、公募等の手続を進めている。地方官署については、本省の導入状況を踏まえて今後導入を検討する。

## 【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(17件)

意見・提案の概要	対応状況
赴任旅費の減少のため、矯正施設の中級幹部以上は在勤年数を長くして転勤回数を減らすことにより、赴任旅費を抑える。	幹部職員の人事異動は、転居等に伴う本人及び家族の負担を軽減すること等を考慮の上、異動の間隔を現行よりも長くすることを考えており、適切な人事異動を行うよう配慮している。
目に見える形で節約を図る。	職員一人一人に効率的な予算執行が求められていることを再認識させるよう指導している。
電子決裁の全庁的な導入を図る。省内のネットワークを利用し、電子化になじむものは可能な限り電子データでやり取りを行う。	「文書管理業務の業務・システム最適化計画」(H19.4.13各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、平成23年度末までに、現行の「総合的な文書管理システム」から政府全体で利用可能な「一元的な文書管理システム」に移行することとされており、移行後は、供覧・決裁に係る案件については、原則として同システムを利用して電子的に行うこととなる。 なお、本省から各官署への文書の送付については、可能な限り、電子メールを利用しているところである。
受刑者がリップクリーム、ハンドクリーム等の自費購入を可能にする。薬剤についても許される範囲内で自費購入を可能にする。	リップクリーム、ハンドクリーム等の自費購入は既に可能である。薬剤については、薬事法により対面販売とされており、自費購入はできない。
合同庁舎における維持管理経費の支出を管理庁が一括して行う。	本提案に類似した提案は、内閣府が実施した「職員の声」にも提出されており、財務省及び関係省庁が検討している。
新聞購読を縮小する。	新聞については、本省又は官署においても業務の必要性を勘案し、随時見直しを行い、必要最小限度の購読としている。 なお、今後も引き続き、購読部数等について随時見直しを行い、必要最小限度に抑える。
中央会同を廃止し、テレビ会議とするか、又は日程を縮小し、実質的な討議を行うようにする。	会議・会同については、単なる報告会に終わることなく、今後の行政運営に資するような実質的な議論が行えるように努めている。 また、テレビミーティングシステムで行える会議については、積極的にシステムを活用している。
入国警備官の制服の貸与の見直し	職員に給貸与している制服装備品等の実情に鑑み、更新の在り方について検証し、弾力的に運用する。

意見・提案の概要	対応状況
<p>難民認定等の事務の内閣府への移管</p>	<p>難民認定等の事務の内閣府への移管については、民主党政策集インデックス2009に、「内閣府外局に難民認定委員会を設置する」として、ほぼ同内容が記載されている。現在、入国管理局において、各方面からのヒアリングしつつ、適正かつ迅速な難民認定を行うため、その前提となる人材育成、資料の収集整理、あるべき難民行政の制度設計、組織体制の構築等総合的な検討のための勉強会を実施しているところである。また、併行して現在の難民認定審査に携わる職員の育成に向けUNHCRの協力を得る等して、種々の研修を通じその能力を一層高めることに努めている。</p>
<p>郵便物(当庁から発送・発出する文書、荷物等の総称)の預託・配送業者を郵便事業(株)から佐川急便(株)へ変更する。</p>	<p>いわゆる信書の発送は、一般信書便については郵便事業(株)のみ、特定信書便については同社のほか許可を受けた業者が取り扱うことができるなど、信書便の量、発送エリア等により取扱いが異なるため、各局の実情に応じた最も合理的な発送方法によりコスト削減を図る。</p>
<p>執行猶予の裁判でも、収容生活や裁判に予算を使っているので、刑罰法令を改正し、猶予期間に比例して、公立小中学校や養護施設の清掃、道路や公共施設の清掃を行わせて、公共事業の予算削減を図る。</p>	<p>現時点で刑罰法令の改正は考えていないが、保護局においては、平成22年2月の法制審議会の答申を受け、保護観察付執行猶予者を含めた保護観察対象者に、特別遵守事項として、地域社会の利益の増進に寄与する活動を行わせることによって、その改善更生を図ることとする制度の導入について、検討を行っている。</p>
<p>コピー用紙等の消耗品及び備品をブロック単位又は近隣官署と共同して購入する。</p>	<p>合同庁舎一括調達及び近隣官署一括調達については、一部の物品・役務(コピー用紙・消耗品・清掃など)について既に実施している。今後も、どのような一括調達の方式が一番安価であるかなどについて、総合的に検討しつつ、これまで以上に推進を図る。</p>
<p>入国管理局が使用しているけん銃を廃止する。</p>	<p>老朽化したけん銃についてはその存廃も含めて論議された結果、近年、外国人が凶器を振り回すなどして、業務上の危険が増加しているため、今後もけん銃の配備を継続することとなり、昨年度から新たなけん銃を配備している。今後も順次更新予定である。 現行のけん銃に係る取扱規程及び訓練規程は抽象的な内容で使用基準も曖昧であり、訓練内容も実戦的ではないため、けん銃を更新したことを契機として、規程を改正し、具体的な使用に即した使用基準に有効な訓練の充実を図っていく予定である。</p>
<p>配賦された予算について、客観的な状況、また、正当な理由等から残額が生じた場合については、財務省に予算を返納し、これを全省庁レベルで行うことにより、赤字国債の解消やその他最も予算措置の必要性の高い案件に当該予算を充当すべきである。</p>	<p>現在、各府省において、年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除という観点から、「予算監視・効率化チーム」を設置し、予算執行の効率化へ向けた取組を実施している。 なお、配賦された予算に残額が生じた場合は、返納している。</p>
<p>給与の前渡資金払いを改め、支出官払いできるように法改正する。</p>	<p>給与の支出官払いについては、人事・給与関係業務情報システムの稼働等を前提として、各府省は、平成23年11月以降順次支出官払いに移行するものとされており、当省においてもその導入に向けた取組を実施しているところである。</p>
<p>同じフロアに給湯室があるにもかかわらず、刑務所の各事務室に冷蔵庫、電子レンジ、電器ポット、コーヒーマーカーがロッカーよりも優先的に設置されていることは、無駄ではないか。</p>	<p>各施設の職員状況や施設環境によって異なることから、それぞれの施設の実情に合わせて整理する。</p>
<p>予算執行の効率化に真剣に向き合わせるためには、競わせることが有用であり、意見・提案による効果が絶大である場合は、褒賞を与えたり、人事評価を「S」とする。また、特別昇給、昇格を実施する。</p>	<p>人事評価は、職務遂行における行動及び結果に基づき、能力や業績を総合的に判断して評価を行う制度であり、「意見・提案による効果」のみをもって全体評語を直ちに「S」とすることまでは想定されていないものであるが、例えば、予算執行の効率化に係る目標を設定するなどして評価を行うことは可能である。</p>

**現時点では対応困難なもの**

(22件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (16件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>単年度から複数年度決算へ移行する。</p>	<p>会計法の改正が必要であり、対応困難であるが、国庫債務負担行為などの既存の制度を活用して適切に対応する。</p>
<p>被收容者の医療費を一部負担にする。</p>	<p>被收容者は病院や医師、薬局等を随時自由に選べないため、被收容者の健康管理に責任を負い、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な措置を講じていくことは国の当然の責務である。また、矯正施設で健康を保持させて出所することは、出所後の就労や安定した社会生活を営ませる上で重要であり、再犯防止に大きな影響を及ぼす。</p>
<p>地方入管局の審判部門において、簡易な帰国希望案件を審査する際、通訳を依頼せずに電子辞書を介して審査すれば、通訳依頼文書作成時間と謝金が節減できる。</p>	<p>退去強制令書の発付は、適正な手続の下で真に口頭審理請求権を放棄した(入管法第47条第5項)ことを前提に行われるものであるから、日本語の通じない外国人に対して、当該外国人の理解できる外国語を使用せず、又は正規の通訳人を介さない手続は適正に行われたものであるとはいえず、現行機種に鑑みても「電子辞書を介しての審査」は法の趣旨に沿わない手続が行われたという評価を免れないものとする。</p> <p>したがって、通訳人の使用は必要不可欠であると考えるところ、事前に審査に関するポイントを整理することなどにより、審査時間の短縮を図り、通訳謝金の効率的な執行に努めているところである。</p>
<p>收容人員の減少している少年施設について刑事施設と統廃合する。</p>	<p>少年院の統廃合を含む適正配置については、收容動向だけではなく、種々の問題を抱えた被收容少年に対する再非行の防止に向けた適切かつ有効な教育体制の在り方、あるいは個別的な処遇体制の在り方等を考慮しつつ、予算の効率的な執行の観点も踏まえて総合的に判断をする必要があることから、今後も種々の意見を多角的に聴取しながら検討を進めたい。</p> <p>なお、少年鑑別所と刑事施設の統合については、両施設の設置目的が大きく異なることから、慎重な検討が必要である。</p>
<p>オンライン申請書を出力する際のフォントサイズを小さくする。</p>	<p>職員の視認性の向上による事務処理の効率化を図っていることもあり、このような観点との比較衡量をする必要がある。また、プログラム改修には、多額の費用を要するため、即時の対応は困難である。</p>
<p>相互で定期的に護送がある場合、往復で受刑者を護送すれば、出張旅費の削減が図れる。</p>	<p>被收容者の護送は、護送職員が物的な戒護力の乏しい中、逃走や外部からの身柄の奪取などを警戒しながら護送業務に当たっており、相当な緊張で精神的な疲労は相当なものと思料される。その疲労度は、移送距離・時間、護送する被收容者の質によって異なることから、一律に往復で護送するという方策は、職員の精神的・体力的な負担からすれば相当でないとする。</p>
<p>地域手当を全廃する。</p>	<p>地域手当は、法令に基づいて支給されるものであり、その廃止については当省限りの判断で行うことはできない。</p>
<p>被收容者に対し、国民の祝日や誕生日にそれぞれ祝日菜・誕生日菜として別に食事を給与しているが、廃止とする。</p>	<p>被收容者の給食については、安価な食材の購入やメニューの工夫などにより厳しい予算事情の中で効率的な予算執行をしており、日常給与していない食糧を特別な日に限って給与することは、被收容者の健康保持、勤労意欲及び衆情の安定につながるのと同時に、社会生活への強い希望を持たせ、改善更生に向けた自助努力を喚起する上でも必要である。</p>



意見・提案の概要	対応状況
<p>温室効果ガス削減の観点から、自動車通勤者に通勤手当を支給せず、通勤手当を改正し、大都市は勤務地から20キロ以内、地方都市は10キロ以内の居住は原則自転車通勤とし、公共交通機関を使用しない自転車通勤者に対しても、通勤手当を支給し、無公害通勤を奨励する。</p>	<p>通勤手当は、法令に基づいて支給されるものであり、その改正については当省限りの判断で行うことはできない。 なお、自転車等の交通用具使用者に対しても人事院規則等に基づき通勤手当は支給されることになる。</p>
<p>検察庁から「証拠品還付」を行うため、検察事務官が刑務所に出張してきたが、受刑者への還付手続は、刑務所職員に委嘱し、帰った。無駄な出張ではないか。 近隣であれば、証拠品還付などの所有権に係る業務は、原則、当該庁が実施し、検察庁が遠方などの理由がない限り、無用な委嘱は認めないこととする。</p>	<p>証拠品係事務官は、証拠品を還付する場合には、受還付人の出頭を求め、又は受還付人の住所、居所等に持参し、本人又はその代理人に対し本人であること又は代理権を有することを確認してから交付することとされているが、受還付人が刑事施設等に収容されている場合は、証拠品還付嘱託書により、換価代金を除く証拠品を刑事施設の長に送付して還付手続を嘱託することが規程上認められている。しかし、本件については、証拠品の内容が高額預金口座の通帳、キャッシュカード、印鑑、法定帳簿であったことから、万が一紛失した場合のことを考え、送付還付は相当でないと判断し、証拠品の安全を確保するために複数名で持参することにしたものである。また、刑事施設等の取扱いでは、証拠品の領置手続は会計課で行うこととされ、証拠品係事務官が受刑者と直接受渡しができないことから、その取扱いに従って刑事施設側から受刑者に還付手続をしてもらうために還付の嘱託をしている。</p>
<p>現在、文書作成は一太郎を基本ソフトとして使用しているが、これを廃止し、ワードを基本ソフトとする。</p>	<p>当省基幹システムには、文書作成用ソフトウェアとして「一太郎」が組み込まれており、これをすべて改修するには多額の費用がかかり、また、業務に密接に関連する裁判所が基本ソフトとして「一太郎」を導入しているため、現時点では、ワードへの移行は困難である。</p>
<p>訃報の連絡を廃止する。</p>	<p>訃報の全面廃止は職員のニーズもあり困難ではあるが、極力コストをかけないように、メールや電子掲示板を活用するなどの工夫をしている。</p>
<p>パソコンのOSをフリーソフトに移行する。</p>	<p>フリーソフトに移行した場合、現在の情報システムの資産が利用できなくなり、新たなシステム環境を整備するために相当の予算が必要となる。</p>
<p>検察庁に配置されている日本行政区画(日本加除出版)、現行日本法規(ぎょうせい)、新判例体系(新日本法規)について、紙版からROM版に変更する。</p>	<p>ROM版を利用することにより差替え作業が不要になり、検索の効率性も高まるものと考えるが、相当量のデータがサーバ等に追加されることとなるため、サーバや回線等ネットワークへの負荷を検討する必要があり、現状での変更は困難である。 また、新判例体系については、新日本法規に確認したところ、「現在、CD-ROM版及びWeb版は発刊されておらず、今後も発刊予定はない」とのことである。</p>
<p>社会復帰促進センターへの護送の効率化を図るため、管区における移送計画の早急な見直し等を図るべきである。</p>	<p>受刑者の移送は、各受刑者の資質等を十分調査した上で受刑施設を選定するものであり、社会復帰促進センターにかかわらず、刑事施設間の移送については受刑者個々に選定すべきであることから、現在の移送計画は必要である。</p>
<p>光熱水料の節約と健康維持のため、庁舎内の喫煙室を廃止する。</p>	<p>庁舎を全面禁煙とするか否かの選択権は各施設管理者にあるが、喫煙場所は職員だけでなく登記申請者や捜査協力者等の来庁者が利用することもあり、現時点で一律に喫煙場所を廃止することは困難である。</p>

【その他実現困難なもの】 (6件)

- ・ 法務局組織の大幅な縮小
- ・ 公安調査庁を廃止及び同庁職員を入国管理局に転任
- ・ 法務総合研究所の廃止
- ・ 官房会計課(歳出企画係)及び各予算係の廃止
- ・ 入国収容所の一部を刑事収容施設に管理換え
- ・ オンライン登記申請の廃止

## 予算執行の効率化等の講義を実施した中央研修一覧表(平成22年4月～9月)

(人, 単位)

番号	研 修 名	受 講 者 数	単 位 数	備 考 ( 組 織 名 )
法務総合研究所				
1	平成22年度 I 種職職員初任研修	35	1.0	
2	検察事務官高等科(前期)	66	2.0	検察庁
3	保護局関係職員管理研究科	14	1.0	更生保護官署
4	保護観察官中等科	83	3.0	更生保護官署
5	第38回法務局・地方法務局職員管理研究科研修	13	1.0	法務局
6	第10回法務局・地方法務局新任課長(戸籍・国籍)研修	26	2.0	法務局
7	第10回法務局・地方法務局新任課長(供託)研修	26	2.0	法務局
8	第9回法務局・地方法務局新任統括登記官研修	65	2.0	法務局
9	第77回法務局・地方法務局職員専門科(訟務)研修	39	2.0	法務局
10	第78回法務局・地方法務局職員専門科(人権)研修	60	3.0	法務局
11	第108回法務局・地方法務局職員高等科研修	66	3.0	法務局
12	第41回入国管理局関係職員管理科研修(A課程)	30	2.0	地方入国管理官署
小 計		523	24.0	
矯正研修所				
1	中級管理科第1部第14回研修	27	12.0	矯正官署
2	中級管理科第2部第14回研修	23	12.0	矯正官署
3	矯正施設上級幹部研修	34	1.0	矯正官署
4	矯正施設中級幹部研修	80	1.0	矯正官署
5	高等科第1部第42回研修	65	6.0	矯正官署
6	高等科第2部第42回研修	43	6.0	矯正官署
小 計		272	38.0	
公安調査庁研修所				
1	第93回第一部研修	36	1.0	公安調査庁
2	第94回第一部研修	38	1.0	公安調査庁
小 計		74	2.0	
合 計		869	64.0	

予算執行の情報開示の取組状況(第2・四半期)

公表事項		公表時期	公表日(公表期限)				備考	参考 (サンプル)
(1) 予算支出状況の継続的な開示	所管・組織・項別(庁費・旅費は、目別)の毎月の支出状況	各四半期終了時の翌日から起算して45日以内に各月分を取りまとめて公表	第1・四半期分				公表期限までに実施	別表1
			8月10日(8月14日)					
(2) 予算執行に関する意思決定の情報開示	①契約に係る情報	契約締結日の翌日から起算して72日以内(4月契約は93日以内)に公表	4月分	5月分	6月分	7月分	4月及び5月分は公表が遅れたが、6月及び7月分は公表期限までに実施	別表2
			7月30日 (7月3日)	7月30日 (7月3日)	8月12日 (8月12日)	9月10日 (9月11日)		
	②補助金等に関する情報開示	各四半期終了時の翌日から起算して45日以内に公表	第1・四半期分				公表期限までに実施	別表3
			8月13日(8月14日)					
(3) 予算の支出先・支出目的に着目した情報開示	委託調査費及びタクシー代	各四半期終了時の翌日から起算して45日以内に公表	第1・四半期分(8/14)				公表期限までに実施	別表4
			8月13日(8月14日)					



## 平成 22 年度 検 察 庁 予 算 支 出 状 況 調

【法務省所管】  
(一般会計)

(単位:円)

組織・項目名	歳出予算現額	支 出 済 額												合 計	
		第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月
(組織)検察庁															
(項)検察官署共通費	98,266,629,000	5,836,800,296	5,876,938,148	16,530,966,488											28,244,704,932
(目)研修旅費	4,798,000	93,940	332,690	637,720											1,064,350
(目)赴任旅費	352,310,000	161,365,704	89,341,721	13,034,936											263,742,361
(目)庁費	4,932,953,000	16,585,274	203,934,199	274,661,843											495,181,316
(目)情報処理業務庁費	64,003,000	0	0	114,294											114,294
(項)検察費	5,735,070,000	55,365,734	262,743,954	349,945,217											668,054,905
(目)検察旅費	840,384,000	7,350,415	28,523,538	50,710,108											86,584,061
(目)検察外国旅費	10,428,000	473,140	876,440	0											1,349,580
(目)参考人等旅費	286,154,000	14,690,950	18,239,023	23,711,313											56,641,286
(目)検察業務庁費	3,738,756,000	11,761,260	157,651,082	201,639,154											371,051,496
(項)検察運営費	3,108,556,000	27,860,821	50,132,942	114,221,765											192,215,528
(目)職員旅費	101,818,000	993,480	3,493,305	7,924,925											12,411,710
(目)研修旅費	34,221,000	838,260	984,430	2,326,305											4,148,995
(目)委員等旅費	2,570,000	0	0	1,690,456											1,690,456
(目)司法警察職員修習旅費	8,285,000	0	0	215,410											215,410
(目)司法修習生旅費	15,196,000	89,790	575,675	526,725											1,192,190
(目)情報処理業務庁費	2,028,602,000	8,397	1,701,073	45,175,288											46,884,758
(目)検察業務庁費	825,927,000	2,967,594	41,367,551	51,518,589											95,853,734

(注1)各目は、各項の内数である。

(注2)検察費に含まれる選挙取締旅費及び選挙取締庁費については、事件捜査等に支障が生じるおそれがあるため、計上していない。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

No.	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考(一括調達実施庁等)
1	事務用消耗品の売買契約	支出負担行為担当官代理 北海道公安調査局総務部長 佐久間 透 (北海道札幌市中央区大通西12丁目)	平成22年7月1日	株式会社文進堂 北海道札幌市白石区中央2-5-15	一般競争入札	1,810,623	1,354,500	74.8	単価契約
2	熊谷支局ほか10庁で使用使用する電気の売買契約	支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 浅井 琢児 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成22年7月1日	株式会社F-Power 東京都品川区東五反田5-11-1	一般競争入札	32,498,739	30,133,082	92.7	単価契約
3	消耗品購入単価契約	支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 浅井 琢児 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成22年7月1日	株式会社志正堂 東京都板橋区高島9-17-3	一般競争入札	12,270,166	10,496,545	85.5	単価契約
4	川越地方合同庁舎で使用使用する電気の供給契約	支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 浅井 琢児 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成22年7月1日	株式会社エネット 東京都港区芝公園2-6-3	一般競争入札	7,988,072	7,349,084	92.0	単価契約 一括調達(埼玉労働局)
5	越谷法務合同庁舎で使用使用する電気の供給契約	支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 浅井 琢児 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成22年7月1日	イーレックス株式会社 東京都中央区日本橋本石町3-3-14	一般競争入札	3,823,882	3,556,184	93.0	単価契約 一括調達(さいたま地方法務局)
6	春日部合同庁舎で使用使用する電気の供給契約	支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 浅井 琢児 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成22年7月1日	イーレックス株式会社 東京都中央区日本橋本石町3-3-14	一般競争入札	2,906,549	2,615,176	90.0	単価契約 一括調達(自衛隊埼玉地方協力本部, 関東信越国税局)
7	川口法務合同庁舎で使用使用する電気の供給契約	支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 浅井 琢児 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成22年7月1日	イーレックス株式会社 東京都中央区日本橋本石町3-3-14	一般競争入札	2,709,147	2,408,608	88.9	単価契約 一括調達(さいたま地方法務局)
8	飯能地方合同庁舎で使用使用する電気の供給契約	支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 浅井 琢児 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成22年7月1日	イーレックス株式会社 東京都中央区日本橋本石町3-3-14	一般競争入札	2,415,168	2,220,080	91.9	単価契約 一括調達(さいたま地方法務局, 埼玉労働局)

補助金等に関する情報開示(平成22年度第1・四半期)

【法務省】

No.	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元 会計区分	支出元(目)名称	補助金等交付決定等 に係る支出負担行為な いし意思決定の日	備 考
1	法務共済組合長期給付国庫負担金	法務省共済組合	10,393,170,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年4月1日	
2	法務共済組合短期給付国庫負担金	法務省共済組合	5,305,524,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年4月1日	
3	法務共済組合福祉財源国庫負担金	法務省共済組合	142,486,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年4月1日	
4	法務共済組合短期給付事務費国庫負担金	法務省共済組合	22,636,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年4月1日	
5	法務共済組合長期給付事務費国庫負担金	法務省共済組合	59,516,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年4月1日	
6	法務共済組合長期公経済国庫負担金	法務省共済組合	30,522,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年4月1日	
7	法務省共済組合長期給付にかかる追加費用(整理資源)	法務省共済組合	2,405,780,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年4月1日	
8	法務省共済組合介護国庫負担金	法務省共済組合	361,278,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年4月1日	
9	法務省共済組合長期公経済国庫負担金(基礎年金)	法務省共済組合	843,174,000	一般会計	基礎年金国家公務員共済組合負担金	平成22年4月1日	

(注)対象となる補助金等とは、「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」第2条に規定する補助金等をいう。

タクシー代に関する支出状況(第1・四半期)

【法務省 一般会計】

(単位:千円)

組 織						備 考
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	合 計	
	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3(4)月分		
法務本省	6,933	0	0	0	6,933	
検察庁	8,129	0	0	0	8,129	
矯正官署	575	0	0	0	575	
更生保護官署	62	0	0	0	62	
法務局	268	0	0	0	268	
地方入国管理官署	406	0	0	0	406	
公安調査庁	321	0	0	0	321	
合 計	16,694	0	0	0	16,694	

注)タクシー代支出額のうち、捜査、被収容者の出廷・護送など、「職員の深夜帰宅以外に利用したもの」が約52パーセント含まれている。